

株式会社 塵芥センター

代表取締役 溝淵 誉仁 殿

一般廃棄物収集運搬業許可書

坂出市一般廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則第 1 3 条第 1 項の規定により、一般廃棄物収集運搬業を行うことを次の条件を付けて許可します。

令和 5 年 1 月 2 5 日

坂出市長 有福 哲二



記

許可番号	坂出市許可第 2 5 号
許可期限	令和 5 年 2 月 8 日から令和 7 年 2 月 7 日まで
一般廃棄物の種類	事業系一般廃棄物 (産業廃棄物以外の動植物性残渣に限る)
区 域	坂出市の行政区域内 (事業計画書に基づく事業所に限る)
その他の条件	許可条件 : 上記場所の動植物性残渣の再生利用を目的とした収集運搬に限る 別紙のとおり